

文化の海外発信と著作権に関する国際戦略

大路正浩 (文化庁長官官房国際課長)

Japanese Culture & Copyright Policies in a Global Perspective

Masabiro Oji

Director, International Affairs Division, Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

クール・ジャパンと言われる世界的な人気にもかかわらず、日本のコンテンツの海外展開はさほどの利益をもたらしていないとされている。本稿では、海外展開の基盤を担う観点から文化庁が進めている①日本文化の海外発信の取組、及び②海賊版対策等の国際著作権に関する取組に関し、現状と方向性について説明する。

■キーワード クール・ジャパン、海外展開、文化発信、国際著作権、連携強化

1. はじめに

最近、英語を社内公用語とする日本企業が出てきた。そのことに対する賛否の意見も出ている。しかし、私にはその賛否を問うこと自体に少なからぬ違和感がある。そもそも英語を社内公用語するかどうかというのは、すぐれて当該企業にとっての経営判断の問題だと考えるからである。おそらく海外に人材を求めるなり、マーケットを海外に求めるなりの経営方針に基づくものであって、決していいか悪いかの問題ではないはずである。とは言っても、仮に、日本全国、一部上場企業はすべからく英語を公用語にしようなどという動きが出てきたら話は別である。ましてや役所が率先してなどということになるものなら、私としては猛烈に反対したいと思っている。

という前提ではあるが、私個人としては英語の社内公用語化という動きにはどちらかという共感する部分が多い。なぜかという、企業のみならず、日本社会の様々なところが日本国内だけで完結していて、そのことが日本社会の発展の可能性を摘んでいるのではないかというような問題意識を、おそらくほぼ確信的なものとして共有するからである。

ガラパゴス化などと言われたり、せっかくいいものを持っているながら活用されていないと言われたり、

人気がある割には儲かっていないと言われたり、コンテンツ産業の海外売上比率が諸外国に比べて低いというデータもある。

私は、そういう現状に甘んじることがいいとは思っていないので、もう少し日本のコンテンツを海外に展開するためにはどうしたらいいか、様々な立場で考えてみるべきだと思っている。今回は、私が担当している2つの大きな仕事、すなわち国際文化交流と国際著作権の関係からいろいろ考えてみたい。もちろん理想論も含めてである。

2. クール・ジャパンと政府の対応

2009年11月、東京のお台場で開催された第7回国際文化フォーラム（文化庁主催）での冒頭の基調講演に、パリのジャパン・エキスポの仕掛け人であるジャン＝フランソワ・デュフル氏とトマ・シルデー氏の2名が登場した。噂では聞いていたものの、想像を超えるほどの日本文化の浸透の様子を目の当たりにした。2000年に開始してからわずか10年で16万5,000人を超える入場者を引きつける、それほどの魅力が日本文化にあるということである。

ジャパン・エキスポは1つの例に過ぎない。アニメやマンガの人気は今や世界的な現象といってもいい。毎年秋に幕張メッセで開催される東京ゲーム・ショウは世界中のゲーム愛好家を引き寄せる祭典に

なっている。原宿発のファッションは世界中の若者を引き付け、和製英語の「コスプレ」は今や世界の標準語になりつつある。国際的な映画祭での相次ぐ受賞に見られる高い創造力、ファッション、デザイン分野、さらには食文化に対する世界的な高い評価、文化遺産・自然遺産をはじめとする豊かな観光資源の存在など。リストはまだまだ続く。

ところが何がどうなっているのか、日本の文化産業、コンテンツ産業といったものは、海外ではさほど儲かっていないと言う。諸説あるが、有力説としては、幸か不幸か日本は十分すぎるほどに国内市場が大きいために海外展開を考えなくても十分やっていった。対して国内市場が比較的小さい韓国は、最初から海外を意識して事業展開をせざるを得なかったために、官民一体となった戦略を積極的にとらざるを得なかった。それが世界的な韓流ブームの浸透につながったということである。

ことの真偽は別としても、日本としてもいつまでもこういう状況に甘んじているわけにはいかず、最近特にそういう認識が共有されていく中で、政府部内でも様々な取組が始まってきた。

まず、内閣官房の知的財産戦略本部では、コンテンツ強化専門調査会における検討と並行して、関係省庁間の連携を強化するため、新たに「クール・ジャパン推進に関する関係府省連絡会議」を設置した。

経済産業省においては、去る6月に「クール・ジャパン室」を設置するとともに、11月には「クール・ジャパン官民有識者会議」を設置するなど、文化産業（クリエイティブ産業）に関する取組を強化するという方向性を明確に打ち出している。

文化庁としては、これらいずれのプロセスにも参画し、文化庁なりの立場で関わるのが重要だと思っている。とは言っても、文化庁はビジネスを支援するための役所ではないので、その取組の目的や手法は自ずと違ってくる。一言で言うと、日本の文化、コンテンツが海外に展開するにあたっての側面的支援、すなわち基盤を整えるような仕事ではないかと思っている。概略3点である。

1つは、日本文化、日本の魅力の様々な様相を紹介することを通じて、日本に関する「ブランド価値」を高めるといった側面である。

2つ目は、様々な日本のコンテンツを海外に売っていく際に、単なる「商品」として売っていくのではなく、「文化」として売っていくことによって得られる付加価値のようなもの、それはおそらく、文化庁によってしか果たしえない役割ではないかと思っている。

加えて3つには、およそ海外展開を進めていく上での大前提としての海賊版対策の問題である。現行の著作権制度が、条約上の一定の制約のもとで、各国ごとの制度と運用にゆだねる仕組みになっている以上、外国における著作権侵害を我が国が直接取り締まるわけにはいかない。そこに国際的な協力関係構築の必要性が存在する。

文化庁の役割なるもの、およそ以上のとおりかもしれないが、所詮文化庁は文化庁である。実際に海外に売り込むのは、当該コンテンツを分野として所管している経済産業省、農林水産省といった省庁であり、また民間企業・団体である。こうした組織と文化庁との間では、その存在意義というか目的が異なるので、ある程度それぞれの論理で仕事をしつつ、トータルとしてクール・ジャパンの発信の効果をあげていくという考え方が重要であると思う。

「連携」という言葉は、間違いなく重要なキーワードの1つである。

以下、文化庁の取組から、特に自分の担当分野の取組を中心に現状と方向性を述べることにする。大きく分けて国際文化交流（日本文化の海外発信）と国際著作権（制度調和と海賊版対策）の2つである。これ自体が既に縦割りのかもしれないが。

3. 文化庁の取組

3.1. 日本文化の海外発信

まず、日本文化の海外発信、国際文化交流といった領域の取組についてである。多種多様な文化庁の事業があるが、あえて分類するとすれば次の3つのタイプに整理できるのではないかと考えている。すなわち、①海外に向けて日本文化を発信する取組、②海外から人を呼び込める文化拠点を国内に形成する取組、③人材育成・人的ネットワークの形成に関する取組の3つである。

①海外に向けて日本文化を発信する取組—文化交流使、海外での日本映画の上映、海外展など—

日本文化の海外発信といった場合に典型的に思い浮かぶのが、日本文化を海外に持って行って直接現地で紹介するという取組である。ある意味、海外での露出度が高まれば高まるほど、日本文化に対する理解が深まり関心も高まることから、可能な限り(もちろん予算の制約はあるが)様々な分野の日本文化を海外に持っていく取組が推進されるべきと思っている。

文化庁における具体的取組としては、「文化交流使」「映画の上映事業」「メディア芸術・日本古美術品の海外展」などがある。

このうち文化交流使事業は、2003年から実施している国際文化交流関係での文化庁の看板事業の1つであり、一流の文化人を一定期間(1カ月以上)海外に派遣して、現地で様々な文化の紹介に当たってもらうというものである。

これまで囲碁、将棋といった大衆娯楽から、能、人形浄瑠璃などの伝統芸能、切り絵・竹細工などの美術工芸的な分野など、幅広い文化の分野からの文化人を派遣しており、海外における日本文化の発信の上で大きな成果をあげてきた。

しかし、これまでの派遣の分野を見ると、ともすれば文化庁が所管する狭義の芸術文化・文化財の分野に限定されていたのかもしれないと思っている。一方で、日本の魅力といったものは、狭義の芸術分野・文化財に限らず、いわゆるポップカルチャーといった分野や、日本食、ファッションといった分野にも及んでおり、これらを単に「文化庁の所管分野ではない」(この点は諸説あるようだが)という理由のみをもって排除されるべきではないとも言える。今後、この文化交流使の事業を使って、いわゆるクール・ジャパンと呼ばれる広義の日本文化の発信に役立てる方向がとれないかと考えている。具体的には、将来、食やファッションの分野からの派遣も実現したいということである。こうした「具体的な事業を通した」関係省庁との連携進めていくことも、省庁間の会議体を設置運営することと同時に重要なことだと考えている。

このタイプの事業に関しては外務省・国際交流基

金と事業が重複しているのではないかと、といった指摘がないわけではない。しかし、私は、文化庁にも文化庁の行政目的に照らした役割があると考えており、外務省・国際交流基金との連携関係を強化した上で、トータルとしての事業効果を発揮させていくことが重要であると思う。

②海外から人を呼び込める文化拠点を国内に形成する取組—メディア芸術祭、国際芸術フェスティバル支援、文化芸術の海外発信拠点形成など—

2番目の類型は、海外の人を引き付ける魅力を備えた文化拠点を国内につくるという取組。おそらく突き詰めて考えれば、文化庁が国内でやっている施策は、およそこの類型に該当するとも言えなくない。

その中で特徴的な点は「メディア芸術」への重点支援である。アニメ、マンガ等の海外での高い人気を踏まえると、メディア芸術の分野においてこそ日本が世界をリードできるのではないかとという考え方にたっている。毎年開催される「メディア芸術祭」及びその「海外展」は代表的な施策である。

その上で、ということではあるが、国際的な拠点形成の必要性はメディア芸術に限られるものではない。以下、2011年度概算要求で掲げた2つの事業がそれである。

1つ目の「国際芸術フェスティバル支援事業」は、現代美術や映画などの分野ごとに、世界レベルの国際芸術フェスティバルを日本国内に育てていこうとする事業である。キャッチフレーズ的には「日本にヴェネチアをつくる」。すなわち、ヴェネチア国際映画祭やヴェネチア・ビエンナーレのような世界的に著名な国際芸術フェスティバルを、国策として、日本国内に育てていきたいということである。この領域、お隣の韓国では、釜山国際映画祭や光州ビエンナーレなどが、政府の積極的な支援により世界的な文化発信拠点としてのネームバリューを高めている。同様の動きは香港や台湾などにも見られ、日本だけが手をこまねいているわけにはいかないと思っている。

2つ目の「文化芸術の海外発信拠点形成事業」は、やや小ぶりではあるが、日本国内の各地域に文化の海外発信の拠点を作っていこうというものである。

この中では特に「アーティスト・イン・レジデンス」に対する支援を強化することを進めていきたいと考えている。「アーティスト・イン・レジデンス」とは、あえて一言で要約すると、若手の芸術家を一定期間ある場所に招へいし、その場所に滞在しながら作品制作を行ってもらおうという取組である。日本には現在35ほどのアーティスト・イン・レジデンスが運営されているが、自治体などからの支援はあるものの、全体的に厳しい状況下で運営されているものが多いようである。アーティスト・イン・レジデンスは、日本人芸術家と外国人芸術家が相互に刺激しあいながら創作活動に従事するという交流の機会でもあり、さらには、外国人芸術家が帰国した後に、本国で日本文化の良き理解者として日本文化発信の担い手となってもらえるなどの効果をもたらすもの、と考えており、文化庁においては、文化発信施策の重点の1つとして支援を強化していきたいと考えている。

③人材育成、人的ネットワークの形成に関する取組 —文化人芸術家の招へい事業、国際文化フォーラムなど—

3番目の類型は、人に関わる取組である。魅力的な人がきちんと育っていくこと、さらには人と人のネットワークが構築されることが、結局は国際交流・相互理解を促進する上での鍵になるのではないかと考えている。

実は、この分野でも、日本は「ガラパゴス化」が進んでいるとの指摘が聞こえてきている。もちろんトップクラスの著名な芸術家は、芸術家同士の国際的なネットワークに自然と組み込まれていて、そういう中で活躍している日本人も多数存在しているのは確かである。あえて誰と必要もない。

その一方で、それほどまでに至っていない芸術家や文化人については、自然発生的に国際的な人的ネットワークに組み込まれていくかというと、必ずしもそんなに簡単なものではない。したがって、あえて無理やり国際舞台に連れて行ったり、国際的な共同作業に参画させる（共同創作、共同展示のような）ような機会を設定する必要があるのではないかと考えている。そして、そのこと、すなわち国際的な人的ネットワークの一翼を担わせることが、彼らある

いは彼女らにおける国際的な場面での活躍の機会を増やすことになり、ひいては、海外への文化発信の強化につながるものではないかと考える。

文化庁では、人材育成に焦点を当てた「文化芸術による次世代人材育成プロジェクト」（2011年度新規事業）、海外から芸術家や文化人の招へいを行う「国際文化ネットワークの構築事業」という事業などもあり、これらの事業の戦略的な活用が必要と考えている。

また文化庁では、2003年から文化発信の看板事業の1つとして「国際文化フォーラム」を開催している。内外の一流の文化人を日本に招へいして、「文化の多様性」という大きなテーマのもとでシンポジウムを開催するというものであり、諸外国の文化人とのネットワーク形成の点でも大きな成果を挙げてきたものと考えている。ただ、こちらも年度の経過とともにマンネリ感がでてきた点は否めないとも思っている。

昨年は、前述のとおり、「メディア芸術」というテーマで、フランスでのジャパン・エキスポを取り上げるなどの工夫をした結果、報道にも大きく取り上げられるだけのものができたし、今年は今年で、「東アジア」「映画」「文化観光」というように、時の関心事項を意識したテーマ設定を行うなどの工夫をしている。ただ、このあたりの工夫については自ずと限界があり、この際、この事業については、今年度をもって一旦廃止をした上で、来年度以降もう少し大掛かりな事業として組み換えを図りたいと考えている。

具体的には、「東アジア文化芸術会議」として、東アジア域内の文化交流の拡大を目指した、そのことを象徴する中核的の事業として位置づけたいと考えている。会議には、主として東アジア各国から著名な文化人を集め、「東アジア」を大きなテーマとして、域内の文化交流を促進するための方法論の議論や機運づくりを進めていきたい。会議自体のブランド定着には、ある一定の年月の蓄積が必要であろうが、ゆくゆくは、ここに参加できることが名誉であるといわれるような世界的な会議にできればと考えている。

加えて、会議を単なる、その場だけの会議で終わ

らせず、会議の開催される月の1カ月間を文化発信の「月間」のように位置づけ、関係省庁や民間の協力を得て集中的に様々な行事を実施してもらうなどの大掛かりな連携施策をとっていけばと考えている。

少々、人的ネットワークの構築、という目的からははずれてしまったが、いずれにせよ、このような取組を通じて、世界に開かれた文化人のネットワークの形成を進めていきたいということである。

3.2. 著作権に関する国際戦略

以上は、文化を海外に紹介するなどの取組である。

一方で、こうした文化発信の取組を円滑にするとともに、健全な文化産業の振興を図るためには、種々の阻害要因を取り除き、円滑に交流・取引が行われる環境を整える必要がある。そうした重要な基盤の1つに「著作権」の問題があると考えている。

以下、海賊版対策をはじめとした執行面の取組、さらには国際的な著作権制度に関する取組に関して、現状と方向性として考えていることを述べたい。

①海賊版対策の必要性—特にインターネット上の海賊版対策—

繰り返しになるが、私は、海賊版対策の意義は、単なる著作権の法執行の問題にとどまらず、むしろ、より大きな「文化交流の基盤整備」のようなところにあると思っている。以下の説明は、あくまでそのことが前提である。

海賊版対策は、それ自体が既に国際的な問題であることは間違いないが、今日特に問題を複雑にしているのは、ひとえにインターネット環境による新しい形態の著作権侵害への対処の問題であると言ってもいい。私がここでくどくど述べる話ではないが、インターネット上にアップロードされた途端に世界中を駆け巡るような侵害物にどうやって対処するかというと、常識的に考えても、およそ一国のみの対応では全く意味をなさない。国際的な協力が「絶対に」不可欠な問題である。言い切ってもいいと思う。

その前提ではあるが、私は、著作権の権利行使は、一義的には権利を持っている方々の責任にあると考えている。したがって、国が権利者に代わって権利

行使を代行するような施策はありえない、というより、とるべきではない。しかし、権利者だけに任せてしまってもいい問題だとは思わない。特に国境を超えた侵害対策においては、国なりの公的機関が果たす役割は大きいと思う。文化庁において海賊版対策事業として実施している施策は、まさにその「国にしかできないようなこと」とをことん突き詰めていった施策だと思っている。

②著作権に関する政府間協議

国にしかできないこととは何かと言うと、究極には「政府間協議」である。現在、二国間で著作権に関する政府間協議の枠組を有しているのは中国と韓国の2カ国である。あと台湾との間では貿易経済関係の協議の枠組の中で著作権問題も取り上げるという構造になっている。

政府間協議の意義としては、個別具体の著作権侵害の問題の解決を図るということもさることながら、それこそトトロジーかもしれないが、政府レベルで、それもトップのレベルできちんと手を握っているという関係、それ自体が重要だと考えている。中国、韓国はもちろん多くのアジア諸国についても同じだと思う。うまく説明できないが、政府レベルでそっぽを向かれたら、権利者がいくら頑張ってもどうしようもないようなことがあるのではないかと考えている。先日、文化庁長官が中国の国家版權局副局長と会談した際、先方からは「困ったことがあればお知らせいただきたい」という趣旨の発言があった。どこまで額面どおり受け取れるか私は知らないが、少なくとも、役所のナンバー・ツーがそのような発言を実際にしたということ、それ自体が天と地ほどの違いをもたらすものではないかと思っている。

中国との間では、昨年、2年間中断していた政府間協議を再開した。その際、交渉の位置づけを確たるものとし、さらにはそのレベルを高めるため、本年3月、文化庁長官と中国国家版權局副局長というレベルでの覚書を締結した。韓国との間でも、数年来、政府間協議を進めてきているが、これまで特段の申し合わせもないまま、ある意味アドホックにやってきたので、この際、きちんとした位置づけで

進められるよう、今年度中に覚書を締結する方向で調整を進めている。

また交渉を行う対象国も増やしていきたいと考えている。ターゲットとしては、東南アジア諸国を念頭に、コンテンツ産業の海外展開の現状と今後の見通しを踏まえて対象国を選んでいきたいと考えている。同じやるからには、日本のコンテンツ産業のメリットになる対象国を選ぶべきだと考えている。

③権利執行の支援

政府間協議以外で文化庁が力を入れているのは、権利執行セミナー、トレーニングセミナーといった、いわゆるセミナーもの。すなわち、権利者が海外で行う権利行使の「側面的支援」である。

幸か不幸か、著作権制度とその運用については国ごとに異なる部分も多く、まずは各国の制度の把握が必要である。これを調査してハンドブックとして作成し、その情報をもとにセミナーを開催している。それが権利執行セミナーである。一方、トレーニングセミナーは、諸外国の警察や税関などの取締職員などを対象に、日本のコンテンツの取締りに必要な情報などを知らせるセミナーである。特に中国を重点として開催している。

④アジア著作権会議

アジア太平洋諸国との関係では、共通のコンテンツ市場を形成するブロックでもあることから、共通の利害でもって著作権侵害に取り組むための連携関係の構築が重要と考えている。その観点で本年2月に開催したのが「アジア著作権会議」である。アジア諸国だけでなく欧米からの専門家の参加を得て、インターネット上の著作権侵害に対する対応のためには国境を超えた連携が必要、とする共通のメッセージのもと、現状と課題について議論を行った。ある意味、こうした会議を開催すること自体が、連携関係の構築に直結するものと考えている。

⑤国内連携体制の構築

先に、権利の行使は一義的には権利者自身の責任、と申し上げたが、かと言って、権利者ごとに単体として権利行使をするだけでは効果不十分な場合が多

いのではないと思う。所詮は交渉ごとなので、数の論理で、東になって交渉に臨むことも必要かもしれない。海外が舞台となる交渉ではなおさらである。という観点で国内を見た場合に、本当に日本国内の権利者団体が海賊版対策という側面において、まともきれているかどうかについては十分に検証されるべきだと思っている。

今年度の文化審議会著作権分科会の「国際小委員会」では、テーマ設定をそのあたりの問題に焦点化して議論を行った。我々としても、現状を知らなければならぬので、関係団体等からのヒアリングを行いつつ、コンテンツの海外展開と海賊版対策について現状と問題点の把握に努めてきた。

ヒアリング等によって判明した問題点については、我々で我々なりに咀嚼をして、政府間協議の場にも反映させたいと思っているし、その結果をフィードバックする過程で、問題と解決策の共有化が図られるといったようなことを期待している。連携体制と言っても、単に組織や会議体を作るという解決策だけではない。情報共有とネットワークの仕組みを描くことも、連携体制の強化につながるものではないかと思っている。

中国との政府間協議で今一番の懸案事項は、CODA（コンテンツ海外流通促進機構）に対し、中国における「認証機関」としての位置づけを与えてもらうという課題である。海外での権利行使に当たって最も困難な点は、自分が正当な権利者であるということ、いかにして証明できるかという問題である。仮に、CODAなりに、権利者に代わって権利行使をしようとする権限が与えられるならば、中国に対する権利行使のコストが飛躍的に低減する可能性もある。この点も、連携体制という観点から派生する問題として重要だと思っている。

⑥国際著作権制度に関する動向—WIPOの動き、ACTAなど—

最後に、国際著作権の制度構築に関する動きについてである。

著作権を扱う国際機関はもちろんWIPOであるが、このWIPOの議論は、最近たいへんな難しさを持っているというのが現状である。一言で言うと、

先進国と途上国の対立の先鋭化により、法的枠組みの整備が進まない状態が続いているということである。

実際、1996年にいわゆるインターネット条約と言われる2つの条約、すなわち、「著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)」と「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」が制定されて以降、15年間、新たな成果をあげるには至っていない。加えて、インターネット条約の積み残しである「放送条約」と「視聴覚実演条約」の2つの条約は、10年来の議論にかかわらず、いまだ対立点が埋められないままに進まない状況が続いている。

その一方で、途上国主導で、情報アクセスへの改善を図るために権利制限を拡大することを意図して「権利制限と例外」に関する条約を策定しようとする動きが加速している。端的に言えば、これは著作権を弱めるという方向での議論である。現在、視覚障害者を対象とした情報アクセスの問題に限定する「中南米案」(ブラジル、エクアドル、パラグアイ、メキシコが提案国)と、より広範に教育、研究、図書館などに対する情報アクセスの改善を取り上げようとする「アフリカ案」、さらには、対象範囲を限定した上で、より緩やかな法形式(宣言、モデルローなど)を主張する「米国案」及び「EU案」という4つの案が並び立つ状況で、議論の行方は混沌としている状況である。

本件ここで詳細に述べる余裕はないが、この問題については途上国の強い主張もあり、ここ2年ぐらゐの間に何らかの条約ができるかもしれないという予断を許さない事態になっている。いずれ遠からぬ将来お話ししなければならない時が来るのではないかと考えている。

以上のとおり、いずれにしてもWIPOにおいては、著作権保護に向けた制度や枠組を構築する動きは進んでいないのが現状である。

しかし、そのような中でも、上述のように著作権侵害は発生し続けており、特にインターネット環境の進展により、その形態は多様化し、また拡大もしている。WIPOの状況が状況だとしても、国際的な規律を確立する必要性が高いことに何ら変わりはない。

そこで始まったのがACTA(模倣品・海賊版拡散防止条約)である。その発想は、まず一部の意識の高い国だけが集まって高い水準の規律を作る。その上で、他の国々にも広げていこうというものである。

このACTA、元々は2005年、当時の小泉総理がグレンイーグルス・サミットで提唱したものであり、日本のイニシアティブによって開始されたものである。具体的な交渉は2007年10月に開始され、以来様々な紆余曲折を経て、去る10月2日未明、東京で開催された第11回会合において条文について大筋合意に至ったところである。

ACTAの内容は、必ずしも著作権に限定されるものではないが、幅広く知的財産権に対する侵害に対する国際的な法的枠組みとして、大きな意義を有するものとする。

ACTAというのは、あくまで1つの例であるが、このようにマルチやバイにおける少数の国同士での枠組みの構築に向けた取組がますます重要になってくると考えられる。今後、FTAやEPA、さらには最近話題に上っているTPP(環太平洋戦略的経済協定)においても、一定水準の著作権保護の仕組みを盛り込んでいく方向での対応が重要であると考えている。

4. おわりに

2010年11月、北京で開催された中国国際著作権博覧会に、日本が主賓国として参加することになった。博覧会メイン会場の中心部分に500平米の広大な展示スペースが与えられ、アニメ、マンガ、ゲーム、映画、放送、伝統文化、観光案内などを含む総合的な日本文化の紹介を行うとともに、カラオケ大会やコスプレショーを行った。会期中に開催されたグローバルコンサートにはSKE48も登場した。

結果を淡々と述べると以上のとおりだが、そもそも中国政府から最初に招待を受けたのが半年前、そのための特別の予算措置も講じていない中での対応だった。円滑な対応ができたのは、関係省庁や関係業界との連携があったからこそと思っている。

もう少しささやかな話をする、文化庁国際課の中で、この事業にメインに対応したのは「国際著作

権」の担当であるが、経費面での対応を行ったのは「国際文化交流」の担当である。この2つの担当、業務内容がいささかかけ離れていて一緒に仕事をすることはほとんどない。1つの事業に両方の担当が関わるというのは、私が在籍する1年半の中でも初めてのこともかもしれない。

こんな「課」レベルにおいてすら、縦割りの問題が存在している。ましてや役所の壁を超えて、さらには官と民の垣根を超えて連携関係を築くために

は、それ相応の努力が必要であるのは間違いない。

しかし、この「連携」というのは、複雑化する問題に対処する上で避けて通れないものになっている。特に海外を相手に仕事をする时候を考えたとき、もはや国内で足を引っ張り合っている余裕はないのではないか。国際問題は、単に国と国との関係の問題ではなく、国内の連携強化の問題でもあると、私はいつも思っている。